

V F M (Value For Money) に関するガイドラインの改正について

現 行	改 正 案
<p data-bbox="331 384 965 416">V F M (Value For Money) に関するガイドライン</p> <p data-bbox="188 488 1106 970">本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、特定事業の選定等に当たって行われる V F M (Value For Money) の評価について解説するものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p data-bbox="219 986 349 1018">（以下、略）</p>	<p data-bbox="1272 384 1906 416">V F M (Value For Money) に関するガイドライン</p> <p data-bbox="1128 488 2056 970">本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、特定事業の選定等に当たって行われる V F M (Value For Money) の評価について解説するものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p data-bbox="1160 986 1290 1018">（以下、略）</p> <p data-bbox="1160 1129 1245 1161">附 則</p> <p data-bbox="1160 1177 1827 1209">本ガイドラインは、平成 25 年 9 月 日から施行する。</p>